

医療法人いちえ会処遇改善実施規程

(目的)

第1条 この規程は、医療法人いちえ会の介護職員等処遇改善加算（以下、「処遇改善加算」という。）を算定する事業所に在籍する職員へ、受給した処遇改善加算の支給方法に関する基準を統一し、職員全体へ周知することで透明性を図り、一律の基準で処遇改善加算分を支給することにより、法人と職員の信頼関係の構築に努め、職員の定着率の向上や新規での人財確保に並びに職員のキャリアアップへ繋げることを目的とする。また、処遇改善加算を算定する事業所の管理監督者は、介護保険法上の算定要件を遵守して、適正な介護保険事業の運営に努めるとともに、職員からの処遇改善加算の質疑に対し懇切丁寧に回答するために定めたものである。

(適用範囲)

第2条 この規程は、兵庫県内で運営する医療法人いちえ会の介護保険施設（以下、「施設」という。）、介護保険事業所（以下、「事業所」という。）に従事する全てのものに適用することとする。

(支給方法と支給金額)

第3条 対象となる介護職員への支給方法は以下のとおりとする。

- ①介護職員昇給（当年度昇給額）
- ②介護職員役職手当全額
- ③介護職員資格手当全額
- ④介護職員職務手当全額
- ⑤介護職員特別手当全額
- ⑥介護職員日直手当 3,000 円のうち 1,000 円分
- ⑦介護職員平日夜勤手当 11,000 円のうち 4,000 円分
- ⑧介護職員日・祝夜勤手当 11,500 円のうち 4,500 円分
- ⑨介護職員住宅手当全額
- ⑩一時金

2 前項、⑩以外の支給は介護職員ごとの役職や職責、勤務実態等に応じて毎月の給与にて支給することとする。

(グループ分けと支給対象職員)

第4条 処遇改善加算を対象となる介護職員及びその他の職員への支給に対するグループ分け及び支給対象者は以下のとおりとする。

① A グループ

パターン 1	パターン 2
①介護福祉士取得者（必須） + ②当法人での勤続年数 5 年以上 + ③通算 10 年以上（他法人含む）	①介護福祉士取得者（必須） + ②法人または属長から役職者に任命されたもの

A グループ内でのグループ設定

A1	A2	A3	A4
施設長、管理者、主任	副主任	リーダー、サ責、マネージャー	一般職

- ② B グループは、原則、A グループに属しない、法人内で介護職員として配置する職員は全員 B グループとする。

B グループ内での設定

B1	B2
法人内で介護職員として配置する 65 歳未満の職員	法人内で介護職員として配置する 65 歳以上の職員

- ③ C グループは、医療法人いちえ会介護部門内で従事する A グループ、B グループ以外の職員を C グループとする。

C グループ内でのグループ設定

C1	C2	C3
常態的に受給対象事業所で介護職員として配置され、サービス提供を行っている介護職員兼看護師又は介護職員兼療法士又は介護職員兼その他の職種である 65 歳未満の職員	受給対象事業所で介護職員以外として配置され、サービス提供を行っている看護師又は療法士又は受給対象事業所の業務を一部担っている 65 歳未満の職員	C1、C2 と同様の配置、業務を行っている 65 歳以上の職員又は C1、C2 に属していた職員が 65 歳に達し、継続して雇用される職員

- ④ 支給対象外職員・除外職員

支給対象外職員	除外職員
① 社会保険未加入者の職員 ② 年俸契約の職員 ③ その他、法人の判断により支給対象外とする職員 ④ 洲本伊月病院からの出向職員	⑤ 支給対象外事業所の専従者

(勤続年数)

第 5 条 B グループから勤続年数に応じて A グループに職員の位置付けを変える際の勤続年数には、労災休業、傷病休暇、産前産後休暇、育児休業等の各種休業期間も含むこととする。

2 第 4 条 1 項 1 号の勤続年数は介護福祉士を取得してからの勤続期間ではないことに留意する。

(理事長によるグループ分け)

第 6 条 理事長は、介護保険法と施設や事業所ごとの人員配置の状況を踏まえて、グループ分けを変えることができる。

2 理事長は、A グループに属する職員のうち、人事考課等により勤務成績が極めて良く、実際の役職問わず、リーダーに相当しいと評価できる職員を A1～A3 のいずれかに位置付けることが出来る。

(グループ別支給方法と支給金額)

第 7 条 グループごとの職員への支給は、毎月の給与にて支給されていた、特定処遇改善、支援補助金、支援補助手当を廃止し、新たに処遇改善手当を新設し、毎月の給与及び一時金として支給することとする。グルー

プごとの支給月額以下のとおりとする。

(単位：円)

A1	A2	A3	A4	B1	B2	C1	C2	C3
46,000	41,000	36,000	33,000	28,000	16,500	6,000	5,000	4,500

2 非常勤職員は、グループごとの月額に常勤換算を乗じて支給することとし、月によって常勤換算が異なる職員の場合は、雇用契約書の勤務時間、勤務日数で常勤換算を算出し、前項の月額に常勤換算を乗じて支給する。

3 A1～C3 に該当する職員が月途中で入職する場合は、翌月から支給する。

4 A1～C3 に該当する職員が月途中で退職の場合は、日割り支給せずに、満額支給する。

5 施設、事業所の処遇改善加算受給状況により、同条第1号の支給月額が変動する場合がある。

6 一時金を支給する場合は、別に規程を設け支給する。

附 則

この規程は、令和4年4月1日より施行する。

この規程は、令和6年6月1日より施行する。

この規程は、令和7年4月1日より施行する。